

〔第一問〕 解 答

問 1 ㉔

(1) 特定資産の譲渡等に該当する役務の提供の意義について ㉕

特定資産の譲渡等に該当する役務の提供とは、(1) 事業者向け電気通信利用役務の提供及び(2) 特定役務の提供をいう。㉖

1. 事業者向け電気通信利用役務の提供 ㉗

事業者向け電気通信利用役務の提供とは、国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、その電気通信利用役務の提供に係る役務の性質又はその役務の提供に係る取引条件等からその役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいう。なお、電気通信利用役務の提供とは、資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物の提供その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供であって、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のものをいう。

2. 特定役務の提供 ㉘

特定役務の提供とは、資産の譲渡等のうち、国外事業者が行う演劇その他の政令で定める役務の提供（電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。）をいう。

第2条（定義）1項8号の2～5

8の2 特定資産の譲渡等

事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供をいう。

8の3 電気通信利用役務の提供

資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物の提供（当該著作物の利用の許諾に係る取引を含む。）その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供（電話、電信その他の通信設備を用いて他人の通信を媒介する役務の提供を除く。）であって、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のものをいう。

8の4 事業者向け電気通信利用役務の提供

国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、当該電気通信利用役務の提供に係る役務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件等から当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいう。

8の5 特定役務の提供

資産の譲渡等のうち、国外事業者が行う演劇その他の政令で定める役務の提供（電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。）をいう。

(2) 特定資産の譲渡等を行った事業者及び受けた事業者における消費税法令の適用関係について ⑩

1. 課税の対象 ②

国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）及び特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。）には、消費税が課される。

従って、特定資産の譲渡等は課税の対象とならないが、事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等は課税の対象となる。

2. 納税義務者 ②

事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務がある。

従って、特定資産の譲渡等を行った事業者は納税義務がなく、事業として特定資産の譲渡等を受けた事業者が納税義務者となる。なお、特定資産の譲渡等を行う事業者は、あらかじめ、その特定課税仕入れを行う事業者が消費税を納める義務がある旨を表示しなければならない。

3. 消費税額の計算

(1) 課税標準 ②

特定課税仕入れに係る消費税の課税標準は、特定課税仕入れに係る支払対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額をいう。）となる。なお、特定課税仕入れに係る支払対価の額は、課税標準には含まれるが、課税売上割合の算定には含まない。

(2) 仕入税額控除 ②

課税標準額に対する消費税額から、その課税期間中に国内において行った特定課税仕入れに係る消費税額（特定課税仕入れに係る支払対価の額に 6.3/100 を乗じて算出した金額）を控除する。

4. 納税義務の成立時期 ②

特定課税仕入れについては、国内において特定課税仕入れを行った場合、その特定課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、その課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額、その課税期間中に国内において行った特定課税仕入れに係る消費税額及びその課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額の合計額を控除することとされている。

従って、納税義務の成立時期は、その特定課税仕入れを行った日となる。

5. 確定申告

特定課税仕入れを行った場合には、確定申告書を税務署長に提出しなければならない。

第4条（課税の対象）

国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三項において同じ。）及び特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。）には、この法律により、消費税を課する。

第5条（納税義務者）

- 1 事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三十条第二項及び第三十二条を除き、以下同じ。）及び特定課税仕入れ（課税仕入れのうち特定仕入れに該当するものをいう。以下同じ。）につき、この法律により、消費税を納める義務がある。
- 2 外国貨物を保税地域から引き取る者は、課税貨物につき、この法律により、消費税を納める義務がある。

第62条（特定資産の譲渡等を行う事業者の義務）

特定資産の譲渡等（国内において他の者が行う特定課税仕入れに該当するものに限る。）を行う事業者は、当該特定資産の譲渡等に際し、あらかじめ、当該特定課税仕入れを行う事業者が第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある旨を表示しなければならない。

第28条（課税標準） 2項

特定課税仕入れに係る消費税の課税標準は、特定課税仕入れに係る支払対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額をいう。）とする。

第30条（仕入れに係る消費税額の控除） 1項

事業者（免除事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れ（特定課税仕入れに該当するものを除く。）若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額、当該課税期間中に国内において行った特定課税仕入れに係る消費税額（当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に $6.3/100$ を乗じて算出した金額をいう。）及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額の合計額を控除する。

- 一 国内において課税仕入れを行った場合 当該課税仕入れを行った日
- 二 国内において特定課税仕入れを行った場合 当該特定課税仕入れを行った日

・
・

施行令第48条（課税売上割合の計算方法） 1項

法第三十条第六項 に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合とする。

- 一 当該事業者が、当該課税期間中に国内において行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）の対価の額の合計額から、当該課税期間中に国内において行った資産の譲渡等に係る対価の返還等の金額の合計額を控除した残額
- 二 当該事業者が当該課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）の対価の額の合計額から、イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額の合計額を控除した残額
 - イ 課税期間中に行った法第三十八条第一項 に規定する売上げに係る対価の返還等の金額（当該課税期間中に行った第十九条に規定する輸取出引等に係る対価の返還等の金額を含む。）
 - ロ 課税期間中に行った法第三十八条第一項 に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に $80/63$ を乗じて算出した金額

第45条（確定申告） 1項

事業者（免除事業者を除く。）は、課税期間ごとに、当該課税期間の末日の翌日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、国内における課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）及び特定課税仕入れがなく、かつ、第四号に掲げる消費税額がない課税期間については、この限りでない。

(3) 特定資産の譲渡等を受けた国外事業者で消費税が課されるものについて 10

特定仕入れが国内において行われたかどうかの判定は、その特定仕入れを行った事業者が、その特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、役務の提供場所（電気通信利用役務の提供である場合は、その電気通信利用役務の提供を受ける者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）が国内にあるかどうかにより行うものとされている。ただし、国外事業者が恒久的施設で行う特定仕入れ（他の者から受けた事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものに限る。）のうち、国内において行う資産の譲渡等に要するものは、国内で行われたものとされる。

従って、たとえ国外事業者であっても、国内支店などの恒久的施設で受けた事業者向け電気通信利用役務の提供のうち、国内において行う資産の譲渡等に要するものについては、消費税が課されることになる。

第4条（課税の対象）3項、4項

3 資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。ただし、第三号に掲げる場合において、同号に定める場所がないときは、当該資産の譲渡等は国内以外の地域で行われたものとする。

一 資産の譲渡又は貸付けである場合

当該譲渡又は貸付けが行われる時において当該資産が所在していた場所

二 役務の提供である場合（次号に掲げる場合を除く。）

当該役務の提供が行われた場所

三 電気通信利用役務の提供である場合

当該電気通信利用役務の提供を受ける者の住所若しくは居所（現在まで引き続いて一年以上居住する場所をいう。）又は本店若しくは主たる事務所の所在地

4 特定仕入れが国内において行われたかどうかの判定は、当該特定仕入れを行った事業者が、当該特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、前項第二号又は第三号に定める場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。ただし、**国外事業者が恒久的施設で行う特定仕入れ（他の者から受けた事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものに限る。）のうち、国内において行う資産の譲渡等に要するものは、国内で行われたものとし、事業者（国外事業者を除く。）が国外事業所等で行う特定仕入れのうち、国内以外の地域において行う資産の譲渡等にも要するものは、国内以外の地域で行われたものとする。**

国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」（特定仕入れ）に係る消費税の内外判定基準（課税対象となる国内取引に該当するかどうかの判定基準）について、次のとおり見直しが行われ、平成29年1月1日以降行う特定仕入れから適用される。

特定仕入れを行う事業者	現 行	改正後（第4条4項）
国内事業者	「事業者向け電気通信利用役務の提供」を受けた（特定仕入れを行った）事業者の住所又は居所（現在まで引き続いて1年以上居住する場所をいう。）又は本店若しくは主たる事務所の所在地	国内事業者が国外事業所等で受ける「事業者向け電気通信利用役務の提供」のうち、国内以外の地域において行う資産の譲渡等にも要するものである場合は、国外取引とする
国外事業者		国外事業者が恒久的施設で受ける「事業者向け電気通信利用役務の提供」のうち、国内において行う資産の譲渡等に要するものである場合は、国内取引とする

問2 20

(1) 国外で行われる商品の販売は、課税資産の譲渡等に該当しない。 5

(選択欄) 誤

(理由)

事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務がある。ここで、課税資産の譲渡等とは、資産の譲渡等のうち、消費税が非課税とされるもの以外のものをいう。従って、国外における資産の譲渡等（国外における非課税取引を含む）は、課税資産の譲渡等に該当する。

第2条（定義）1項9号

課税資産の譲渡等 資産の譲渡等のうち、第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

第5条（納税義務者）

- 1 事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）及び特定課税仕入れ（課税仕入れのうち特定仕入れに該当するものをいう。）につき、この法律により、消費税を納める義務がある。
- 2 外国貨物を保税地域から引き取る者は、課税貨物につき、この法律により、消費税を納める義務がある。

(2) 保税地域内において、輸出許可を受けた貨物の譲渡は、消費税が免除される。 5

(選択欄) 正

(理由)

輸出許可を受けた保税地域にある貨物は、外国貨物にあたる。そして、事業者（免除事業者を除く。）が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、外国貨物の譲渡又は貸付けについては、消費税が免除されることとされている。

第7条（輸出免税等）

- 1 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、次に掲げるものに該当するものについては、消費税を免除する。
 - 一 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
 - 二 外国貨物の譲渡又は貸付け
 - 三 国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客若しくは貨物の輸送又は通信
 - 四 専ら前号に規定する輸送の用に供される船舶又は航空機の譲渡若しくは貸付け又は修理で政令で定めるもの
 - 五 前各号に掲げる資産の譲渡等に類するものとして政令で定めるもの
- 2 前項の規定は、その課税資産の譲渡等が同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものであることにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたものでない場合には、適用しない。

関税法 第2条（定義）1項3号

「外国貨物」とは、輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。）で輸入が許可される前のものをいう。

(3) 個別対応方式では、課税資産の譲渡等にのみ要するもの以外を共通対応とすることができる。⑤

(選択欄) 誤

(理由)

個別対応方式においては、その課税期間中に国内において行った課税仕入れ及び特定課税仕入れ並びにその課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物について、次の区分が明らかにされていることがその適用要件とされている。

- イ) 課税資産の譲渡等にのみ要するもの
- ロ) その他の資産の譲渡等にのみ要するもの
- ハ) 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

従って、課税資産の譲渡等に要するもの以外の課税仕入の全てについて、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものとして計算することはできない。

第30条（仕入れに係る消費税額の控除） 2項

前項の場合において、同項に規定する課税期間における課税売上高が五億円を超えるとき、又は当該課税期間における課税売上割合が 95/100に満たないときは、同項の規定により控除する課税仕入れに係る消費税額、特定課税仕入れに係る消費税額及び同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額の合計額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により計算した金額とする。

- 一 当該課税期間中に国内において行った課税仕入れ及び特定課税仕入れ並びに当該課税期間における前項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき、課税資産の譲渡等にのみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものにその区分が明らかにされている場合

イに掲げる金額にロに掲げる金額を加算する方法

イ 課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ、特定課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額の合計額

ロ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ、特定課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額

- 二 前号に掲げる場合以外の場合

当該課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算する方法

(4) 課税事業者であっても、納付税額がない場合には、確定申告を行う義務はない。 ⑤

(選択欄) 誤

(理由)

事業者（免除事業者を除く。）は、課税期間ごとに、その課税期間の末日の翌日から2か月以内に、確定申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、国内における課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等及び輸出免税取引を除く。）及び特定課税仕入れがなく、かつ、差引税額がない課税期間については、この限りでない。

本問の場合、国内における課税資産の譲渡等があるため、たとえ納付税額がゼロでも、消費税の確定申告書を提出する必要がある。

第45条（課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告） 1項

事業者（免除事業者を除く。）は、課税期間ごとに、当該課税期間の末日の翌日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、国内における課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）及び特定課税仕入れがなく、かつ、第四号に掲げる消費税額がない課税期間については、この限りでない。

〔第二問〕 解 答

問 1 四

I 納税義務の有無の判定及び簡易課税制度の適用の有無の判定

区 分	金 額	計 算 過 程
基準期間の 課税売上高	49,575,908円 ㊦	<p>[納税義務の有無の判定] (単位：円)</p> <p>(1) $54,113,180 \times \frac{100}{108} = 50,104,796$</p> <p>(2) $571,200 \times \frac{100}{108} = 528,888$</p> <p>(3) (1) - (2) = 49,575,908 > 10,000,000 ∴ 納税義務あり</p>
簡易課税制度の 適用の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 <small>いずれかに○を付けること</small>	<p>[簡易課税制度適用の有無の判定] ㊦</p> <p>(1) 「簡易課税制度選択届出書」の提出あり</p> <p>(2) $49,575,908 \leq 50,000,000$ ∴ 簡易課税制度適用あり</p>

II 課税標準額に対する消費税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
課税標準額	56,356,000円 ㊦	<p>[課税標準額の計算] (単位：円)</p> <p>(1) 第一種 <small>事業者乙へ商品販売</small> 1,568,890</p> <p>(2) 第二種 <small>ペット(商品)販売</small> <small>ペットフード(商品)販売</small> $6,122,090 + 489,777 + 2,230,000 + 178,400 = 9,020,267$</p> <p>(3) 第四種 <small>事業用固定資産の譲渡</small> 4,500,000</p> <p>(4) 第五種 <small>獣医学に係る売上</small> $42,385,410 + 3,390,811 = 45,776,221$</p> <p>(5) (1) + (2) + (3) + (4) = 60,865,378</p> <p>(6) (5) $\times \frac{100}{108} = 56,356,831 \rightarrow 56,356,000$円 (千円未満切捨)</p>
課税標準額に 対する消費税額	3,550,428円 ㊦	<p>[課税標準額に対する消費税額の計算]</p> <p>$56,356,000 \times 6.3\% = 3,550,428$円</p>

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等

区 分	金 額	計 算 過 程
課税売上割合 <small>簡易課税制度の適用を選択した場合には記載の必要はない</small>	円 _____	[課税仕入れ等の税額の計算] (単位：円)
控除対象仕入税額	1,952,712円 ②	<p>(1) 業種別課税売上高</p> <p>① 第一種 $1,568,890 \times \frac{100}{108} = 1,452,675$</p> <p>② 第二種</p> <p>イ $9,020,267 \times \frac{100}{108} = 8,352,099$</p> <p>ロ $857,340 + 68,588 = 925,928$</p> <p>$925,928 \times \frac{100}{108} = 857,340$</p> <p>ハ イ - ロ = 7,494,759</p> <p>③ 第四種 $4,500,000 \times \frac{100}{108} = 4,166,666$</p> <p>④ 第五種 $45,776,221 \times \frac{100}{108} = 42,385,389$</p> <p>⑤ ① + ② + ③ + ④ = 55,499,489円</p> <p>(2) 業種別消費税額</p> <p>① 第一種 $1,568,890 \times \frac{6.3}{108} = 91,518$</p> <p>② 第二種</p> <p>イ $9,020,267 \times \frac{6.3}{108} = 526,182$</p> <p>ロ $925,928 \times \frac{6.3}{108} = 54,012$</p> <p>ハ イ - ロ = 472,170</p> <p>③ 第四種 $4,500,000 \times \frac{6.3}{108} = 262,500$</p> <p>④ 第五種 $45,776,221 \times \frac{6.3}{108} = 2,670,279$</p> <p>⑤ ① + ② + ③ + ④ = 3,496,467円</p> <p>(3) 基礎となる消費税額 <small>課税標準に対する消費税額 第二種の売上返還等</small> $3,550,428 - 54,012 = 3,496,416$円</p> <p>(4) みなし仕入率及び控除対象仕入税額</p> <p>① 原則 ①算式</p> <p>(3) $\times \frac{91,518 \times 90\% + 472,170 \times 80\% + 262,500 \times 60\% + 2,670,279 \times 50\%}{3,496,467}$</p> <p>= 1,952,712円</p>

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等 (続き)

区 分	金 額	計 算 過 程
		<p>② 特例 (単位：円)</p> <p>イ 特定1事業 (第五種)</p> $\frac{42,385,389}{55,499,489} = 0.7637 \dots \geq 75\% \therefore \text{適用あり}$ $(3) \times 50\% = 1,748,208\text{円}$ <p>ロ 特定2事業</p> <p>(i) 第一種事業と第五種事業 □算式</p> $\frac{1,452,675 + 42,385,389}{55,499,489} = 0.7898 \dots \geq 75\% \therefore \text{適用あり}$ $(3) \times \frac{91,518 \times 90\% + (3,496,467 - 91,518) \times 50\%}{3,496,467} = 1,784,813$ <p>(ii) 第二種事業と第五種事業 □算式</p> $\frac{7,494,759 + 42,385,389}{55,499,489} = 0.8987 \dots \geq 75\% \therefore \text{適用あり}$ $(3) \times \frac{472,170 \times 80\% + (3,496,467 - 472,170) \times 50\%}{3,496,467} = 1,889,856$ <p>(iii) 第四種事業と第五種事業 □算式</p> $\frac{4,166,666 + 42,385,389}{55,499,489} = 0.8387 \dots \geq 75\% \therefore \text{適用あり}$ $(3) \times \frac{262,500 \times 60\% + (3,496,467 - 262,500) \times 50\%}{3,496,467} = 1,774,457$ <p>$1,952,712 > 1,889,856 > 1,784,813 > 1,774,457 > 1,748,208$</p> <p>$\therefore 1,952,712\text{円}$</p>
売上の返還等対価に係る税額	54,012円 □	[売上の返還等対価に係る消費税額の計算] (単位：円) $(857,340 + 68,588) \times \frac{6.3}{108} = 54,012\text{円}$
貸倒れに係る税額	9,135円 □	[貸倒れに係る消費税額の計算] (単位：円) $156,600 \times \frac{6.3}{108} = 9,135\text{円}$
控除税額小計	2,015,859円	[控除税額小計の計算] (単位：円) $1,952,712 + 54,012 + 9,135 = 2,015,859\text{円}$

IV 差引税額又は控除不足還付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
差引税額	1,534,500円 ②	[差引税額又は控除不足還付税額の計算] (単位:円) $3,550,428 - 2,015,859 = 1,534,569 \rightarrow 1,534,500$ (百円未満切捨)
控除不足還付税額	0円	

V 中間納付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
中間納付税額	266,800円	[中間納付税額の計算] ③算式 (単位:円) (1) 一月中間申告 $\frac{533,700}{12} = 44,475 \leq 4,000,000 \quad \therefore \text{適用なし}$ (2) 三月中間申告 $\frac{533,700}{12} \times 3 = 133,425 \leq 1,000,000 \quad \therefore \text{適用なし}$ (3) 六月中間申告 ① 判定 $\frac{533,700}{12} \times 6 = 266,850 > 240,000 \quad \therefore \text{適用あり}$ ② 中間納付税額 $266,800$ (百未満切捨) $\times 1$ 回 = $266,800$ 円

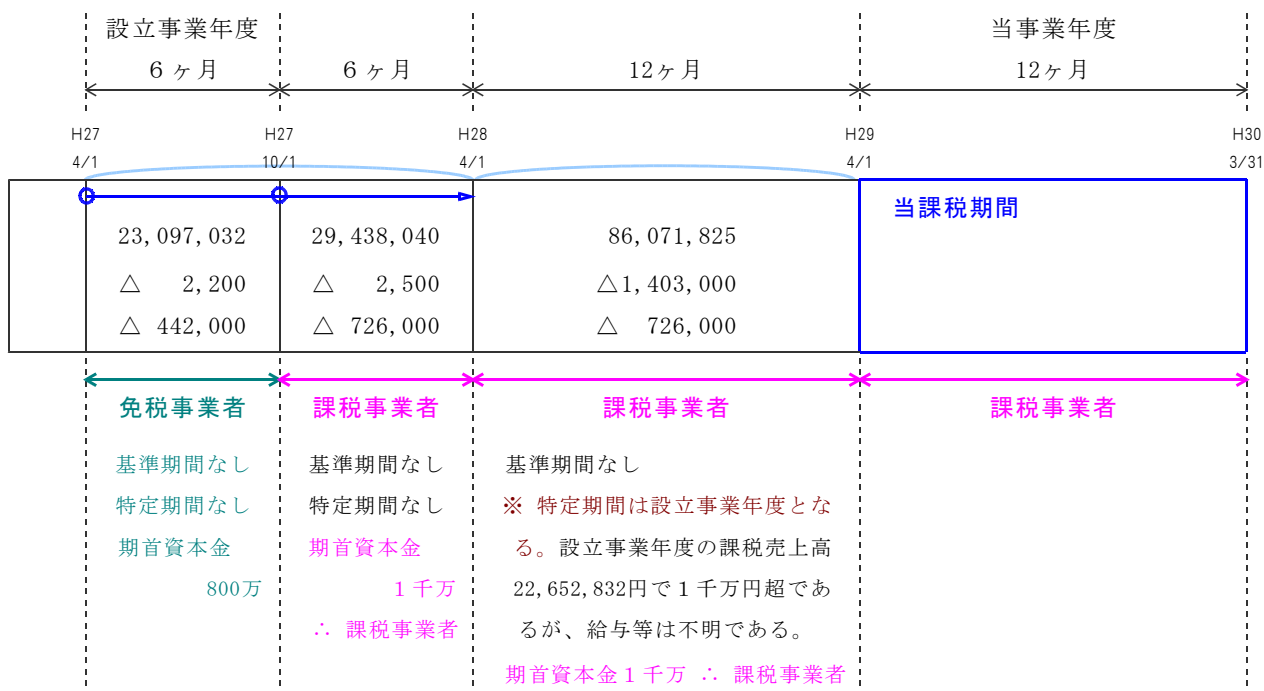
VI 納付税額又は中間納付還付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
納付税額	1,267,700円 ②	[納付税額又は中間納付還付税額の計算] (単位:円) $1,534,500 - 266,800 = 1,267,700$ 円
中間納付還付税額	0円	

問2 ㉔

I 納税義務の有無の判定及び簡易課税制度の適用の有無の判定

区 分	金 額	計 算 過 程
基準期間の課税売上高	49,429,813円 ㉔	<p>[納税義務の有無の判定] (単位：円)</p> <p>前々事業年度が1年未満のため、平成27年4月1日から1年を経過する日までに開始した設立事業年度、及び前々事業年度を合わせた期間で判定する。</p> <p>(1) 設立事業年度 23,097,032 - 2,200 - 442,000 = 22,652,832</p> <p>(2) 前々事業年度 $(29,438,040 - 2,500) \times \frac{100}{108} - 516,400 \times \frac{100}{108} = 26,776,981$</p> <p>(3) (1) + (2) = 49,429,813 > 10,000,000 ∴ 納税義務あり</p>
簡易課税制度の適用の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無 いずれかに○を付けること	<p>[簡易課税制度適用の有無の判定] ㉔ (単位：円)</p> <p>共同住宅 $120,000,000 \times \frac{100}{108} = 111,111,111 \geq 1,000,000$</p> <p>∴ 調整対象固定資産に該当する。</p> <p>新設法人がその基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間中に調整対象固定資産の仕入れ等を行っている。この場合、その仕入れ等の日までに提出した「簡易課税制度選択届出書」については、その提出はなかったものとみなされる。従って、簡易課税制度は適用されない。</p>



※ (H28.4/1~H29.3/31の事業年度における特定期間)

前事業年度 (H27.10/1~H28.3/31) が短期事業年度となる法人で前々事業年度 (H27.4/1~H27.9/30) がある場合は、原則として、特定期間は、前々事業年度開始の日 (H27.4/1) 以降6ヶ月の期間 (= 設立事業年度) となる。

II 課税標準額に対する消費税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
課税標準額	95,129,000円 ②	[課税標準額の計算] (単位：円) $88,200,000 + 13,564,000 + 976,000 = 102,740,000$ $102,740,000 \times \frac{100}{108} = 95,129,629 \rightarrow 95,129,000$ 円 (千円未満切捨)
課税標準額に 対する消費税額	5,993,127円	[課税標準額に対する消費税額の計算] ③ $95,129,000 \times 6.3\% = 5,993,127$ 円

III 仕入れに係る消費税額の計算等

区 分	金 額	計 算 過 程
課税売上割合 簡易課税制度の適用を 選択した場合には記載 の必要はない	② 円 107,356,370 115,773,138	[課税仕入れ等の税額の計算] (単位：円) (1) 課税売上割合 ① 課税売上高 課税標準切捨前 イ 95,129,629 売上返還等 ロ $3,250,000 \times \frac{100}{108} = 3,009,259$ ハ イ - ロ = 92,120,370 ② 輸出免税売上高 15,236,000 ③ 非課税売上高 預金利息 共同住宅家賃 社宅家賃 (14,200 + 2,515 + 53) + 6,200,000 + 2,200,000 = 8,416,768 ④ 課税売上割合 $\frac{\text{①} + \text{②}}{\text{①} + \text{②} + \text{③}} = \frac{107,356,370}{115,773,138} = 0.9272 \dots < 95\%$ ∴ 仕入税額は按分計算が必要
控除対象仕入税額	4,856,323円	(2) 区分経理による区分別税額と合計額 ① 課税資産の譲渡等にもよるもの イ. 課税仕入れ ③ 国内仕入れ 国内外注費 製造機械賃借料 制作現場光熱費 $22,790,476 + 15,810,501 + 1,440,000 + 311,941$ 得意先社員旅行 入湯税 得意先との飲食代 運搬車両修理費 製造機械修理費 $+ (126,000 - 400) + 536,570 + 357,500 + 2,200,000$ 販売促進広告費 その他製造経費 $+ 126,000 + 16,816,371 = 60,514,959$ $60,514,959 \times \frac{6.3}{108} = 3,530,039$ 円 ロ. 課税貨物 ② 引取税額(有償分) 引取税額(無償分) $707,000 + 16,200 = 723,200$ 円

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等 (続き)

区 分	金 額	計 算 過 程
		<p>② その他の資産の譲渡等により要するもの ㊦</p> $\text{社宅清掃費用} \quad 120,000 \times \frac{6.3}{108} = 7,000\text{円}$ <p>③ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの</p> $\begin{aligned} & \text{通勤手当} \quad \text{給与扱いの交通費} \quad \text{労働者派遣料} \quad \text{福利厚生費} \quad \text{税金・香典} \\ & 3,719,344 - 520,000 + 1,044,700 + 1,114,000 - 70,000 \\ & \text{国内出張旅費} \quad \text{通信費} \quad \text{消耗品費} \quad \text{税理士報酬} \\ & + 1,253,400 + 1,224,212 + 1,250,000 + 960,000 \\ & \text{その他営業経費} \\ & + 1,173,500 = 11,149,156\text{円} \\ & 11,149,156 \times \frac{6.3}{108} = 650,367\text{円} \quad \text{㊦} \end{aligned}$ <p>④ 合 計</p> <p>イ. 課税仕入れ</p> $60,514,959 + 120,000 + 11,149,156 = 71,784,115$ $71,784,115 \times 6.3/108 = 4,187,406\text{円}$ <p>ロ. 課税貨物</p> $723,200\text{円}$ <p>(3) 個別対応方式 ㊦算式</p> $(3,530,039 + 723,200) + 650,367 \times \frac{107,356,370}{115,773,138} = 4,856,323$ <p>(4) 一括比例配分方式 ㊦算式</p> $(4,187,406 + 723,200) \times \frac{107,356,370}{115,773,138} = 4,553,602$ <p>(5) 有利判定</p> $(3) > (4) \quad 4,856,323\text{円}$
売上の返還等対価に係る税額	189,583円 ㊦	[売上の返還等対価に係る消費税額の計算] (単位:円) $3,250,000 \times \frac{6.3}{108} = 189,583\text{円}$
貸倒れに係る税額	0円	[貸倒れに係る消費税額の計算] (単位:円) 免税事業者であった平成27年6月17日に発生した売掛金のため、貸倒れに係る消費税の計算を行う必要はない。
控除税額小計	5,045,906円	[控除税額小計の計算] (単位:円) $4,856,323 + 189,583 = 5,045,906\text{円}$

IV 差引税額又は控除不足還付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
差引税額	947,200円	[差引税額又は控除不足還付税額の計算] (単位：円) 5,993,127 - 5,045,906 = 947,221 → 947,200円 (百円未満切捨)
控除不足還付税額	0円	

VI 納付税額又は中間納付還付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
納付税額	298,300円 ②	[納付税額又は中間納付還付税額の計算] (単位：円) 947,200 - 648,900 = 298,300円
中間納付還付税額	0円	